

**貨物概要**

砂糖に粉乳等を均一に混合した粉末で、粉乳の香りを有する。ミルクケーキ製造用の原料で紙袋包装されたもの（20kg 入り）

（成分割合）

砂糖 90.0%

脱脂粉乳 8.8%

粉末香料 1.0%

色素 0.2%

（1 kg 当たりの課税価格）

200 円

**分類**

関税率表第 2106.90 号 - 2 - - E - - 八 - (0) - （統計番号 2106.90-282）のその他の調製食料品（砂糖調製品）

**分類理由**

関税率表解説第 17 類総説には、「この類の固体の砂糖及び糖みつは、香味料又は着色料を加えてあってもよい。」と規定されていますが、脱脂粉乳が添加されたものは、香味付けし、着色した砂糖には該当しないことから、第 17 類には分類されません。

したがって、第 21.06 項の調製食料品に分類され、その成分割合、課税価格及び包装状態から、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）